

スノーケリング業届出者(R8.4.1~)

1 スノーケリング業届出者の事故防止等の措置（条例第23条第1項概要）

- (1) 事業所ごとにスノーケリングガイドを置くこと。
- (2) スノーケリングをさせるときは、スノーケリングガイドを同伴させ、案内、監視及びスノーケリング者に対する安全なスノーケリングのための指導その他必要な措置を行わせること。
- (3) スノーケリング器具を事前に点検し、異常がないことを確認した後でなければ、これをスノーケリング者に使用させないこと。
- (4) スノーケリング者が飲酒、薬物の影響その他の理由により正常なスノーケリングができない状態にあると認められるときは、その者にスノーケリングさせないこと。
- (5) スノーケリング者の健康状態、スノーケリング経験、スノーケリング技能その他の事情により安全なスノーケリングができないおそれがあると認められるときは、その者にスノーケリングをさせないこと。

判断基準は少なくとも次の事項とする。

スノーケリング者の顔色、呼吸の状態、体温、血圧、年齢、病歴、スノーケリング経験の有無、最後にスノーケリングをした日、スノーケルに係る認定証の有無、種類

（施行規則第35条）

- (6) 特定の海域又は内水域における地形又は風速、風向その他の気象若しくは波高、潮流、その他の海象がスノーケリング者の生命または身体に危険を及ぼすおそれがあると認められるときは、その者にスノーケリングをさせないこと。
- (7) 公安委員会規則で定めるところにより、スノーケリング者の名簿及びスノーケリングガイドの名簿を備え、これに、氏名、住所その他必要な事項を記載すること。

※スノーケリング者名簿の保存期間は1年です。

氏名、生年月日、住所、緊急時の連絡先、スノーケリング経験、**最後にスノーケリングをした日**、既往症、当日の健康状態、スノーケリング日時、スノーケリング場所、案内等を行うスノーケリングガイドの氏名

（施行規則第36条）

- (8) スノーケリング者に救命胴衣等を着用させること。
ただし、スキンドайビング等を行う場合で、以下の措置をとるときは、この限りではない。 **※新設**

- ① バディシステムを実施すること。
- ② スノーケリング者に係るスノーケリングの中断その他の安全を確保するための措置をとることができるような方法で、水上において1名以上の人員を支えることができる浮力を有するフロートその他のこれに類するものをスノーケリング者の付近の水上に設置すること。

（施行規則第37条）

- (9) スノーケリング者に係る水難事故が発生したことを知ったときは直ちに最寄りの警察署、交番等警察官に通報すること。

(1)~(8)勧告対象、(9)は罰則あり

※全て行政処分（業務停止等）の対象となります。



2 スノーケリング業届出者の事故防止等の措置

(条例第23条第2項概要) ※努力義務

- (1) 水難事故を防止するため必要なスノーケリング上の遵守事項を定め、これをスノーケリング者に遵守させること。
 - ① スノーケリング器具の正しい使い方について習得すること。
 - ② スノーケリング中は、救命胴衣等を着用すること。
(スキンドайビング等において1の(8)に定める措置をとるときを除く。)
 - ③ 過労、睡眠不足、食事直後、飲酒又は薬物服用の状態でスノーケリングしないこと。
 - ④ スノーケリング中は、バディシステムを遵守すること。
 - ⑤ 養殖又は畜養中の魚貝類の育成を害しないこと。
 - ⑥ スノーケリングガイドの指示又は指導に従うこと。
- (2) スノーケリング者又はスノーケリングガイドが事業所又は案内に用いる船舶へ緊急連絡するための通信手段を確保すること。
- (3) スノーケリング者の案内に船舶を用いる場合は、その船上においてスノーケリング者の監視その他の安全を確保するための措置及び水難事故発生時における救助活動を行う者(安全確保要員)を置くこと。

※新設(令和9年4月1日から)
- (4) スノーケリングをさせるときは、安全確保要員に監視その他の安全を確保するための措置及び水難事故発生時における救助活動を行わせること。

※新設(令和9年4月1日から)
- (5) 水難事故が発生した場合において、直ちに使用できるような方法で、救命浮輪及びロープ又は救命ボート及びロープを備えること。
- (6) スノーケリングガイドに対し、毎年1回以上、スノーケリングガイドに必要な知識及び技能の向上を図るための講習を受講させること。



3 スノーケリング業届出者の事故防止等の措置

※ 新設

(条例第23条第3項概要)

スノーケリング業届出者は、利用者が外国人であるときは当該外国人の理解に資する措置をとるよう努めなければならない。

※ 1の(3)～(6)及び2の(1)に関する内容について、外国人が理解できるようにする。

4 公安委員会(警察署地域課)への届出(条例第16条概要)

事業を廃止した場合や、届出事項(事業所の所在地、スノーケリングガイド等)に変更があった場合、その日から起算して10日以内に届けなければなりません。

※ 罰則あり(条例第44条第2項第3号、10万円以下の罰金)